

入札公告

地方公務員等共済組合法施行規程第28条に基づき、次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年6月8日

警察共済組合埼玉県支部長 鈴木 三男

記

1 委託内容

(1) 業務委託名及び予定人数

被扶養者を対象とする特定健康診査等（巡回）単価契約

特定健康診査100人、がん健診100人、動機付け支援5人、積極的支援5人

(2) 委託案件の仕様等

別添仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成31年3月31日（日）までとする。ただし、特定保健指導については、前記履行期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行う対象者が、履行期間内に初回面談を実施した場合に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む。）する日までを履行期間とする。

(4) 履行場所

警察共済組合埼玉県支部が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額は、平成25年4月「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」付属資料2：標準的な見積様式の例を参考にして積算した従量単価に予定人数を乗じた総価を記入すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定を準用し、当該規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県の契約に係る入札参加の停止等の措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加停止期間中でない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- (4) 埼玉県内の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 過去3年間に、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合と同種同規模の契約履行実績が複数回以上あること。

3 入札参加資格の確認

(1) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書
履行証明書

(2) 提出先

平成30年6月18日（月）午前11時までに下記の場所あて持参すること。
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
埼玉県警察本部警務部厚生課内警察共済組合埼玉県支部 柳澤
電話048-832-0110（内線2815）

4 入札関係書類の配付

入札を希望する者は、平成30年6月15日（金）午後5時までに前記3(2)において仕様書等関係書類を受領すること。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札日時及び場所

平成30年6月22日（月）午前10時00分
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目14番21号
埼玉県職員会館2階 埼玉県警察本部警務部厚生課健康管理指導室

(2) 契約条項を示す場所及び入札に関する問い合わせ先

前記3(2)と同じ

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨

(2) 入札保証金

入札者は見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規

則第18号、以下「財務規則」という。)を準用し、同規則第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。この場合、同規則第93条第2項第1号及び第2号に該当する場合はその契約の証等を、同規則第93条第2項第3号に該当する場合は履行証明書等を、一般競争入札参加資格確認申請書とともに提出するものとする。

なお、入札保証金は、入札の終了後、これを還付する。ただし、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合には、これに充当するものとする。

(3) 入札の執行

入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。

(4) 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額に消費税を乗じ、契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、地方公務員等共済組合法施行規程第32条1項の規定に該当する場合は免除する。

(5) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 入札者の押印のない入札書によるもの

エ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書によるもの

オ 押印された印影が明らかでない入札書によるもの

カ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの

キ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

ク 他人の代理を兼ねた者がしたもの

ケ 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

地方公務員等共済組合法施行規程第28条の規定に基づいて作成された予定

価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(8) 手続きにおける交渉の有無

無

(9) 支払条件

発注者である警察共済組合埼玉県支部は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他

入札参加者は、入札後、この公告、仕様書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。